

15 その他

(1) 税務証明

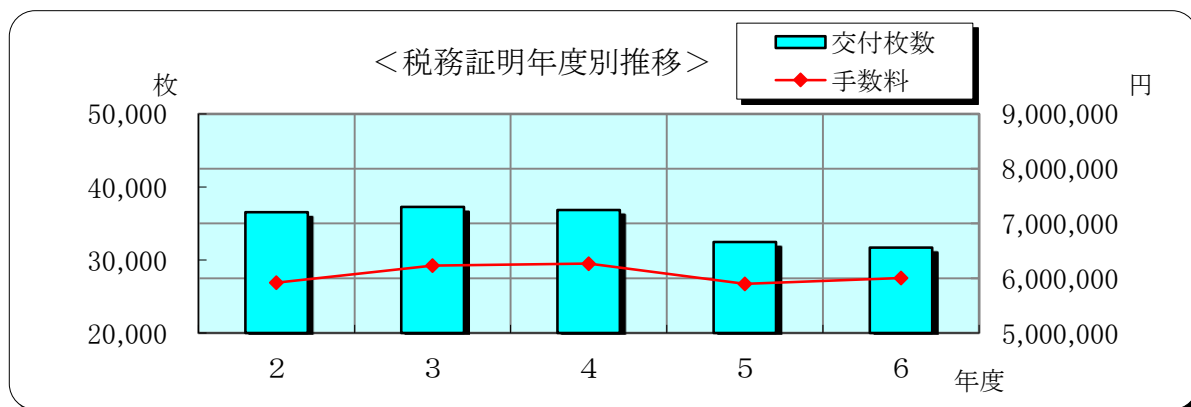
ア 令和6年度月別明細

(単位：枚)

項目 月	地籍 図	物件	登録 事項	評価	公課	法務 局	固定 台帳	所得 課税	非課 税	納税	軽自 租税	租税	そ の 他		合計
													有料	無料	
4	88	33	21	331	415	640	35	937	2	175	111	49	92	100	3,029
5	126	42	20	246	168	316	149	612	2	168	58	62	116	51	2,136
6	72	71	6	199	119	228	106	3,444	1	205	128	40	117	370	5,106
7	136	65	19	214	121	284	164	1,546	4	227	98	62	119	69	3,128
8	101	25	16	178	80	171	178	1,513	6	197	91	36	89	69	2,750
9	72	22	20	166	94	175	130	1,217	28	222	103	49	122	65	2,485
10	75	72	29	204	111	213	158	1,018	510	188	111	53	94	138	2,974
11	57	37	9	194	122	160	154	838	331	178	82	47	135	63	2,407
12	48	38	11	181	113	192	141	541	65	205	85	59	121	48	1,848
1	103	25	24	146	126	145	178	674	17	208	121	45	145	67	2,024
2	57	35	5	126	77	112	238	644	8	184	89	47	131	48	1,801
3	69	51	26	117	109	104	160	897	2	221	88	63	63	40	2,010
合計	1,004	516	206	2,302	1,655	2,740	1,791	13,881	976	2,378	1,165	612	1,344	1,128	31,698

イ 年度別推移

項目 年度	有 料 (枚)		無 料 (枚)		合 計 (枚)		手数料 (円)	
		前年 比 (%)		前年 比 (%)		前年 比 (%)		前年 比 (%)
2	25,944	84.7	10,589	88.9	36,533	85.9	5,921,400	86.7
3	27,596	106.4	9,689	91.5	37,285	102.1	6,230,900	105.2
4	27,855	100.9	8,998	92.9	36,853	98.8	6,267,300	100.6
5	25,944	93.1	6,502	72.3	32,446	88.0	5,897,200	94.1
6	26,665	102.8	5,033	77.4	31,698	97.7	6,006,200	101.8



(2) 固定資産評価審査状況

(令和7年7月1日現在)

年 度	資 産 区 分	受 付 件 数			決 定 区 分					固定資産 課税台帳 閲覧者数	縦覧帳簿 縦覧者数
		受 理	取 下	審 査	認 容	棄 却	却 下	そ の 他	合 計		
5	土 地	1	0	1	1	0	0	0	1	265人	11人
	家 屋	0	0	0	0	0	0	0	0		
	償 却 資 産	0	0	0	0	0	0	0	0		
	合 計	1	0	1	1	0	0	0	1		
6	土 地	2	0	2	0	2	0	0	2	244人	11人
	家 屋	1	0	1	0	0	0	1	1		
	償 却 資 産	0	0	0	0	0	0	0	0		
	合 計	3	0	3	0	2	0	1	3		
7	土 地	0	0	0	-	-	-	-	-	228人	3人
	家 屋	0	0	0	-	-	-	-	-		
	償 却 資 産	0	0	0	-	-	-	-	-		
	合 計	0	0	0	-	-	-	-	-		

(注) 閲覧者及び縦覧者数は縦覧期間中における実人数
令和6年度の「その他」は一部認容

(3) 令和7年度税制一覧表

税 目		課 税 客 体	納 税 義 務 者
市 民 税	個 人 市 民 税	○ 市内に住所を有する個人（均等割、所得割） ○ 市内に事務所、事業所又は家屋敷を有する個人で市内に住所を有しないもの（均等割）	
	法 人 市 民 税	○ 市内に事務所又は事業所を有する法人及び法人でない社団又は財団で代表者又は管理人の定めがあり収益事業を行うもの（均等割、法人税割） ○ 市内に寮、宿泊所、クラブその他、これらに類する施設を有する法人で、市内に事務所又は事業所を有しないもの（均等割）	
固 定 資 産 税		固定資産 土 地 家 屋 償却資産	固定資産の所有者
都 市 計 画 税		市街化区域内に所在する 土地・家屋	市街化区域内に所在する 土地・家屋の所有者

課 税 標 準 及 び 税 率	申 告 期 限	納 期																																				
【均等割】 3,000円 [標準税率] 【所得割】 6% [標準税率] 【所得控除】 〔雑損控除〕 (実質損失額－総所得金額等の合計額×10%) 又は (災害関連支出の金額－5万円) のうちいずれか高い方の金額 〔医療費控除〕 最高 200万円 〔社会保険料控除〕 全額 〔小規模企業共済等掛金控除〕 全額 〔生命保険料控除〕 生命保険、介護医療及び個人年金それぞれについて (1) 新契約及び新旧両方の契約の適用を受ける場合、最高 28,000円 (2) 旧契約のみの適用を受ける場合、最高 35,000円 ※(1)と(2)どちらを選択してもそれぞれの控除額の合計は最高 70,000円 〔地震保険料控除〕 最高 25,000円 〔寡婦・勤労学生控除〕 26万円 (ひとり親 30万円) 〔配偶者控除〕 最高 33万円 (老人配偶者 最高 38万円) 〔配偶者特別控除〕 最高 33万円 〔扶養控除〕 一人につき 一般 33万円、特定 45万円、老人 38万円、同居老親等 45万円、年少 0円 〔障害者控除〕 26万円 (特別障害者 30万円、同居特別障害者 53万円) 〔基礎控除〕 最高 43万円	所得税の確定申告書又は市民税の申告書 3月15日 給与支払報告書 1月末日	普通徴収 1期 6月 1日 ～30日 2期 8月 1日 ～31日 3期 10月 1日 ～31日 4期 1月 1日 ～31日 特別徴収 ・毎月 (6月～翌年5月) ・徴収して翌月10日 年金特別徴収 ・偶数月 ・徴収して翌月10日																																				
【均等割】 [標準税率] <table border="1"> <thead> <tr> <th>資本金等の金</th><th>従業者数</th><th>税 率 (円)</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>50 億 円 超</td><td>50 人 超</td><td>3,000,000</td></tr> <tr> <td></td><td>50 人 以下</td><td>410,000</td></tr> <tr> <td>10 億 円 超</td><td>50 人 超</td><td>1,750,000</td></tr> <tr> <td>50 億 円 以下</td><td>50 人 以下</td><td>410,000</td></tr> <tr> <td>1 億 円 超</td><td>50 人 超</td><td>400,000</td></tr> <tr> <td>10 億 円 以下</td><td>50 人 以下</td><td>160,000</td></tr> <tr> <td>1 千 万 円 超</td><td>50 人 超</td><td>150,000</td></tr> <tr> <td>1 億 円 以下</td><td>50 人 以下</td><td>130,000</td></tr> <tr> <td>1 千 万 円 以下</td><td>50 人 超</td><td>120,000</td></tr> <tr> <td></td><td>50 人 以下</td><td>50,000</td></tr> <tr> <td>上 記 以 外 の 法 人 等</td><td></td><td>50,000</td></tr> </tbody> </table> 【法人税割】 資本金等の額が1億円超又は法人税額800万円超 7.4% [超過税率] ※令和元年9月30日以前に開始する事業年度については11.1% ※平成26年9月30日以前に開始する事業年度については13.7% 上記以外 6.0% [標準税率] ※令和元年9月30日以前に開始する事業年度については 9.7% ※平成26年9月30日以前に開始する事業年度については12.3%	資本金等の金	従業者数	税 率 (円)	50 億 円 超	50 人 超	3,000,000		50 人 以下	410,000	10 億 円 超	50 人 超	1,750,000	50 億 円 以下	50 人 以下	410,000	1 億 円 超	50 人 超	400,000	10 億 円 以下	50 人 以下	160,000	1 千 万 円 超	50 人 超	150,000	1 億 円 以下	50 人 以下	130,000	1 千 万 円 以下	50 人 超	120,000		50 人 以下	50,000	上 記 以 外 の 法 人 等		50,000	法人税の申告期限	法人税の納期限
資本金等の金	従業者数	税 率 (円)																																				
50 億 円 超	50 人 超	3,000,000																																				
	50 人 以下	410,000																																				
10 億 円 超	50 人 超	1,750,000																																				
50 億 円 以下	50 人 以下	410,000																																				
1 億 円 超	50 人 超	400,000																																				
10 億 円 以下	50 人 以下	160,000																																				
1 千 万 円 超	50 人 超	150,000																																				
1 億 円 以下	50 人 以下	130,000																																				
1 千 万 円 以下	50 人 超	120,000																																				
	50 人 以下	50,000																																				
上 記 以 外 の 法 人 等		50,000																																				
課税標準額 × 1.4 / 100 [標準税率] 免税点 土地 30万円 家屋 20万円 償却資産 150万円	償却資産の申告 1月31日	1期 4月 1日 ～30日 2期 7月 1日 ～31日 3期 12月 1日 ～25日 4期 2月 1日 ～末日																																				
課税標準額 × 0.3 / 100 [制限税率]	固定資産税と併せて賦課徴収するため固定資産税と同一																																					

税 目	課 税 客 体	納 税 義 務 者
国有資産等所在市町村交付金	国、地方公共団体所有の固定資産	国、地方公共団体
軽自動車税（種別割）	原動機付自転車 軽自動車 小型特殊自動車 二輪の小型自動車	軽自動車等の所有者

課 税 標 準 及 び 税 率				申 告 期 限	納 期																																																																																	
算定標準額（法で特別の定めがあるものを除き、前年の3月31日現在において 国有財産台帳等に記載された価格）の100分の1.4					6月30日																																																																																	
(1) 原動機付自転車 50cc以下又は0.6kW以下 年額 2,000円 [標準税率] 50cc超～ 90cc以下 年額 2,000円 [標準税率] 又は0.6kW超～0.8kW以下 125cc以下かつ最高出力4.0kW以下 年額 2,000円 [標準税率] 90cc超～125cc以下 年額 2,400円 [標準税率] 又は0.8kW超～1.0kW以下 ミニカー 年額 3,700円 [標準税率] (2) 軽自動車 二輪のもの（側車付のものを含む） 年額 3,600円 [標準税率] 三輪以上のもの 【グリーン化特例（軽課）】 ○令和6年4月1日～令和7年3月31日に最初の新規検査を受けた三輪以上 の軽自動車で、排出ガス性能及び燃費性能の優れた環境負荷の小さい ものについて、令和7年度分の軽自動車税種別割の税率が軽減される 〔軽課割合〕<table><tr><th>軽乗用車</th><th>軽貨物車</th><th>軽課割合</th></tr><tr><td>電気自動車等※1</td><td>電気自動車等※1</td><td>約75%軽減</td></tr><tr><td>令和12年度燃費基準90%達成車※2</td><td>-</td><td>約50%軽減</td></tr><tr><td>令和12年度燃費基準70%達成車※2</td><td>-</td><td>約25%軽減</td></tr></table>※1 天然ガス自動車は平成30年排出ガス規制適合車又は平成21年排出ガス 基準値より10%以上窒素酸化物の排出量が少ないものに限る ※2 平成30年排出ガス基準値より50%以上窒素酸化物の排出量が少ない もの又は平成17年排出ガス基準値より75%以上窒素酸化物の排出量が 少ないもので、いずれも営業用に限る <table><tr><th colspan="2" rowspan="2">区 分</th><th colspan="4">税率（年額）</th></tr><tr><th>標準税率</th><th>75%軽減</th><th>50%軽減</th><th>25%軽減</th></tr><tr><td rowspan="2">三 輪</td><td>乗用営業用</td><td>3,900円</td><td>1,000円</td><td>2,000円</td><td>3,000円</td></tr><tr><td>上記以外</td><td>3,900円</td><td>1,000円</td><td>-</td><td>-</td></tr><tr><td rowspan="4">四 輪</td><td rowspan="2">乗 用</td><td>営 業 用</td><td>6,900円</td><td>1,800円</td><td>3,500円</td><td>5,200円</td></tr><tr><td>自 家 用</td><td>10,800円</td><td>2,700円</td><td>-</td><td>-</td></tr><tr><td rowspan="2">貨 物</td><td>営 業 用</td><td>3,800円</td><td>1,000円</td><td>-</td><td>-</td></tr><tr><td>自 家 用</td><td>5,000円</td><td>1,300円</td><td>-</td><td>-</td></tr></table> 【グリーン化特例（重課）】 ○最初の新規検査から13年を経過した三輪以上の軽自動車について、平 成28年度分から標準税率に約20%重課された税率が適用されている <table><tr><th colspan="2" rowspan="2">区 分</th><th colspan="2">税率（年額）</th></tr><tr><th>最初の新規検査が平成 27年3月以前の車両 [旧標準税率]</th><th>最初の新規検査から13年を経 過した車両</th></tr><tr><td colspan="2">三 輪</td><td>3,100円</td><td>4,600円</td></tr><tr><td rowspan="4">四 輪</td><td rowspan="2">乗 用</td><td>営 業 用</td><td>5,500円</td><td>8,200円</td></tr><tr><td>自 家 用</td><td>7,200円</td><td>12,900円</td></tr><tr><td rowspan="2">貨 物</td><td>営 業 用</td><td>3,000円</td><td>4,500円</td></tr><tr><td>自 家 用</td><td>4,000円</td><td>6,000円</td></tr></table> ※平成27年3月31日までに最初の新規検査を受けた車両は、最初の新規検査 から13年を経過するまでは旧税率が適用される ※燃料の種類が電気、天然ガス、メタノール、混合メタノール、ガソリン 電力併用のもの及び被けん引車は対象外 (3) 小型特殊自動車 農耕用 年額 2,400円 [標準税率] その他 年額 5,900円 [標準税率] (4) 二輪の小型自動車 年額 6,000円 [標準税率]				軽乗用車	軽貨物車	軽課割合	電気自動車等※1	電気自動車等※1	約75%軽減	令和12年度燃費基準90%達成車※2	-	約50%軽減	令和12年度燃費基準70%達成車※2	-	約25%軽減	区 分		税率（年額）				標準税率	75%軽減	50%軽減	25%軽減	三 輪	乗用営業用	3,900円	1,000円	2,000円	3,000円	上記以外	3,900円	1,000円	-	-	四 輪	乗 用	営 業 用	6,900円	1,800円	3,500円	5,200円	自 家 用	10,800円	2,700円	-	-	貨 物	営 業 用	3,800円	1,000円	-	-	自 家 用	5,000円	1,300円	-	-	区 分		税率（年額）		最初の新規検査が平成 27年3月以前の車両 [旧標準税率]	最初の新規検査から13年を経 過した車両	三 輪		3,100円	4,600円	四 輪	乗 用	営 業 用	5,500円	8,200円	自 家 用	7,200円	12,900円	貨 物	営 業 用	3,000円	4,500円	自 家 用	4,000円	6,000円	取得した場合は 取得したその日 から15日以内 市外への転出又 は譲渡した場合 は30日以内	5月1日～5月31日
軽乗用車	軽貨物車	軽課割合																																																																																				
電気自動車等※1	電気自動車等※1	約75%軽減																																																																																				
令和12年度燃費基準90%達成車※2	-	約50%軽減																																																																																				
令和12年度燃費基準70%達成車※2	-	約25%軽減																																																																																				
区 分		税率（年額）																																																																																				
		標準税率	75%軽減	50%軽減	25%軽減																																																																																	
三 輪	乗用営業用	3,900円	1,000円	2,000円	3,000円																																																																																	
	上記以外	3,900円	1,000円	-	-																																																																																	
四 輪	乗 用	営 業 用	6,900円	1,800円	3,500円	5,200円																																																																																
		自 家 用	10,800円	2,700円	-	-																																																																																
	貨 物	営 業 用	3,800円	1,000円	-	-																																																																																
		自 家 用	5,000円	1,300円	-	-																																																																																
区 分		税率（年額）																																																																																				
		最初の新規検査が平成 27年3月以前の車両 [旧標準税率]	最初の新規検査から13年を経 過した車両																																																																																			
三 輪		3,100円	4,600円																																																																																			
四 輪	乗 用	営 業 用	5,500円	8,200円																																																																																		
		自 家 用	7,200円	12,900円																																																																																		
	貨 物	営 業 用	3,000円	4,500円																																																																																		
		自 家 用	4,000円	6,000円																																																																																		

税 目	課 税 客 体	納 税 義 務 者
軽自動車税（環境性能割）	三輪以上の軽自動車の取得	三輪以上の軽自動車の取得者
市 た ば こ 税	製造たばこ	製造たばこの製造者、特定販売業者 及び卸売販売業者
入 湯 税	鉱泉浴場における入湯行為	鉱泉浴場における入湯客
国 民 健 康 保 険 税	○国民健康保険の被保険者 ○国民健康保険の世帯 ○前年分の総所得金額	国民健康保険被保険者の世帯主

課 税 標 準 及 び 税 率					申 告 期 限	納 期
(1) 税額 通常の取得価額 × 税率 (2) 税率 下表のとおり					○車両番号の指定を受ける車両 ・車両番号の指定の時までに申告納付 ○道路運送車両法第67条第1項の規定による記入を受けるべき車両 ・記入を受けるべき事由があった日から15日を経過する日までに申告納付 ○上記以外の車両 ・取得の日から15日を経過する日までに申告納付	
車種	区 分	税 率 (R7. 4. 1～R8. 3. 31)				
		自家用	営業用			
乗用	電気自動車等	非課税	非課税			
	平成30年排出ガス基準50%低減又は平成17年排出ガス基準75%低減					
	かつR12年度燃費基準80%達成車 かつR2年度燃費基準達成	非課税	非課税			
	かつR12年度燃費基準75%達成車 かつR2年度燃費基準達成	1%	0. 5%			
	かつR12年度燃費基準70%達成車 かつR2年度燃費基準達成	2%	1%			
貨物	上記以外		2%			
	電気自動車等	非課税	非課税			
	平成30年排出ガス基準50%低減又は平成17年排出ガス基準75%低減					
	かつR4年度燃費基準+5%達成車	非課税	非課税			
	かつR4年度燃費基準達成車	1%	0. 5%			
※電気自動車等に含まれる天然ガス自動車は平成30年排出ガス基準適合車又は平成21年排出ガス基準からNOx10%低減達成車						
(3) 免税点 50万円						
売渡し等に係る製造たばこの本数1, 000本につき 6, 552円 加熱式たばこ 「重量」と「価格」を紙巻たばこの本数に換算する 葉巻たばこ 重量1gをもって紙巻たばこ1本に換算する ただし、1本当たりの重量が1g未満の軽量な葉巻たばこは、 葉巻たばこ1本をもって紙巻たばこ1本に換算する					毎月末日までに、前月の売渡し分を申告納付	
入湯客1人1日につき 150円〔標準税率〕					毎月15日までに、前月分を申告、納入	
【所得割額】 (前年分の総所得金額－基礎控除等)		医療給付費分 × 税率6. 9／100	後期高齢者支援金等分 × 税率2. 5／100	介護納付金分 × 税率2. 3／100	○普通徴収 1期 7月1日～末日 2期 8月1日～末日 3期 9月1日～末日 4期 10月1日～末日 5期 11月1日～末日 6期 12月1日～25日 7期 1月1日～末日 8期 2月1日～末日 9期 3月1日～末日 ○特別徴収 ・偶数月 ・徴収して翌月10日	
【被保険者均等割額】 被保険者1人について		25, 800円	9, 100円	10, 000円		
【世帯別平等割額】 1世帯について		19, 000円	7, 200円	5, 400円		
【最高限度額】		660, 000円	260, 000円	170, 000円		

(4) 地価公示価格

(単位：円 / ㎡)

標準地 番 号	標 準 地	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	令和7年
1	奥田町六畝六歩3770番83	88,000	88,000	90,000	92,900	97,400
2	小池二丁目1番5	121,000	122,000	126,000	131,000	137,000
3	駅前三丁目20番28	118,000	119,000	122,000	129,000	135,000
4	小沢四丁目42番5	117,000	118,000	120,000	125,000	130,000
5	稲沢町北山一丁目28番8	97,500	98,000	100,000	105,000	110,000
6	国府宮一丁目5番5外	118,000	119,000	123,000	129,000	135,000
7	大塚北一丁目47番1	105,000	105,000	107,000	110,000	114,000
8	西町三丁目158番5	90,000	90,500	92,000	96,000	100,000
9	祖父江町祖父江南川原33番2外	49,500	49,000	48,600	48,300	48,000
10	平和町明和177番	56,200	55,600	55,300	55,300	55,000
11	祖父江町森上本郷一23番13	50,200	49,700	49,500	49,500	49,500
12	祖父江町上牧下川田428番4	47,900	47,600	47,300	47,000	46,700
13	下津北山一丁目15番4	139,000	140,000	143,000	150,000	156,000
14	平和町下起北37番外	49,000	48,800	48,600	48,500	48,400
15	平和町城西224番	43,600	43,400	43,300	43,300	43,300
16	奥田大門町38番外	47,800	48,100	48,400	49,200	50,000
17	天池西町136番	43,200	43,000	43,000	43,000	43,000
18	祖父江町二俣寺瀬古493番5	35,300	35,100	35,100	35,100	34,900
19	下津片町41番	54,700	55,200	55,700	57,500	59,800
20	北市場本町二丁目7番8	91,000	92,000	93,800	100,000	106,000
5-1	高御堂一丁目1番4外	141,000	141,000	142,000	150,000	160,000
5-2	小池二丁目15番1外	128,000	128,000	130,000	132,000	138,000
5-3	駅前三丁目20番6	126,000	127,000	132,000	140,000	150,000
5-4	小沢四丁目66番2外	124,000	124,000	125,000	127,000	132,000

(注) 国土交通省発表の稲沢市内における標準地の地価公示価格（各年とも1月1日現在）

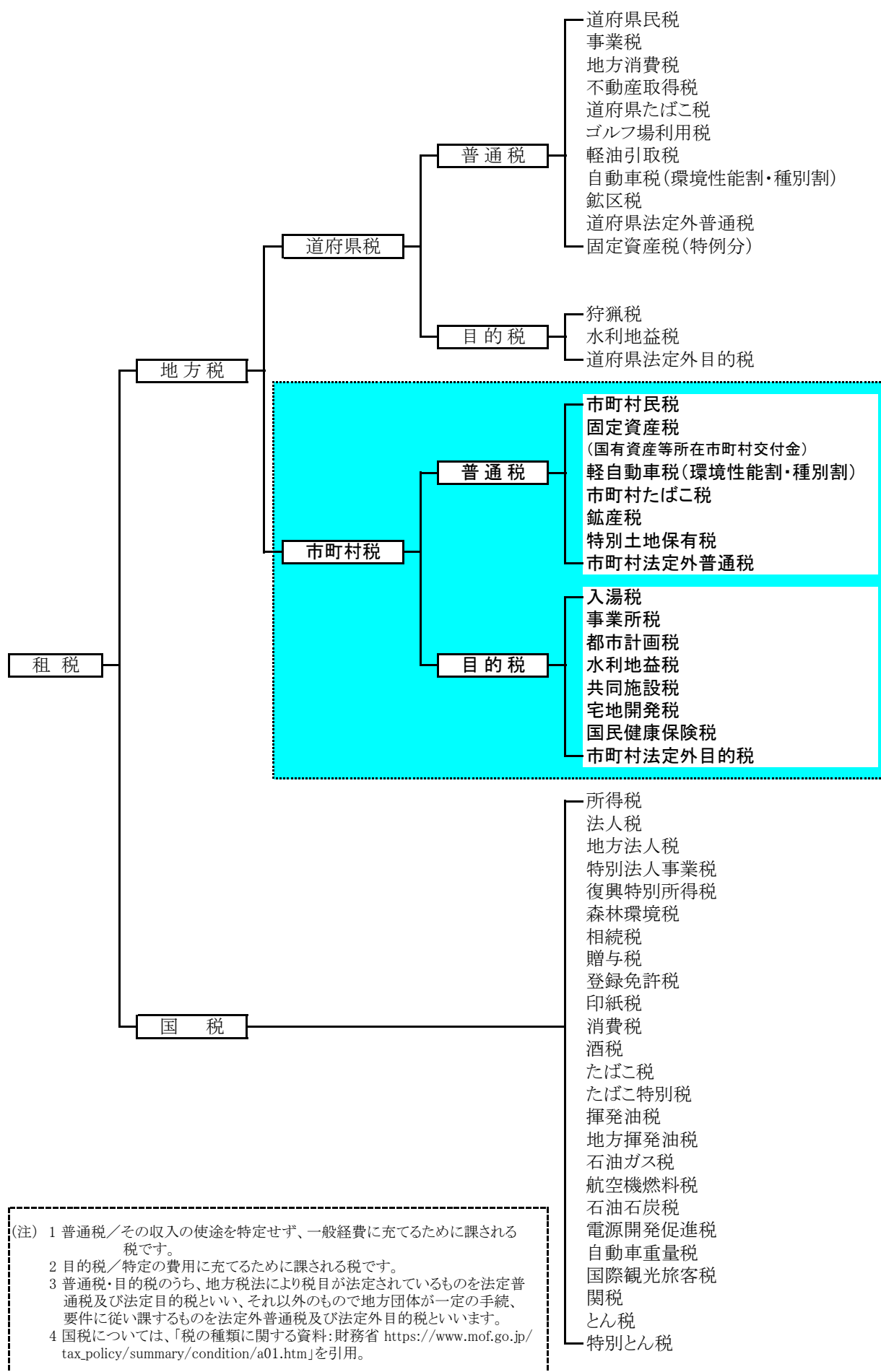
(5) 地価調査価格

(単位：円／㎡)

基準地 番 号	基 準 地	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
1	稲葉五丁目107番	111,000	111,000	112,000	114,000	115,000
2	平和町西光坊大門北96番	50,800	50,300	49,800	49,300	49,000
3	祖父江町山崎柳野19番	38,700	38,300	38,100	37,900	37,700
(旧4)	祖父江町上牧上川田518番5	42,000	41,800	—	—	—
4	駅前二丁目38番16外	—	—	123,000	130,000	143,000
5	平和町中三宅中屋敷21番	36,500	36,300	36,100	36,000	36,000
6	日下部中町三丁目5番	54,600	54,600	54,800	55,000	57,000
5-1	駅前三丁目2番7外	119,000	118,000	119,000	124,000	134,000
5-2	桜木二丁目75番1外	106,000	105,000	105,000	105,000	105,000
5-3	松下二丁目2番22外	127,000	127,000	128,000	130,000	137,000
5-4	陸田宮前一丁目16番1外	132,000	132,000	133,000	134,000	137,000
9-1	奥田大沢町7番	73,700	73,700	74,400	75,900	77,300

(注) 愛知県発表の稲沢市内における基準地の地価調査価格(各年とも7月1日現在)

(6) 租税体系



(注) 1 普通税／その収入の用途を特定せず、一般経費に充てるために課される税です。
 2 目的税／特定の費用に充てるために課される税です。
 3 普通税・目的税のうち、地方税法により税目が法定されているものを法定普通税及び法定目的税といい、それ以外のもので地方団体が一定の手続、要件に従い課するものを法定外普通税及び法定外目的税といいます。
 4 国税については、「税の種類に関する資料:財務省 https://www.mof.go.jp/tax_policy/summary/condition/a01.htm」を引用。

(7) 稲沢市税事務研究会規程

(昭和51年5月訓令第3号)

(設置)

第1条 稲沢市の税事務処理の円滑かつ能率化について研究実施するため、稲沢市税事務研究会（以下「税研究会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 税研究会は、次の事項について研究実施する。

- (1) 税事務の基本的かつ統一的処理を確立すること。
- (2) 税事務処理の能率改善化を図ること。
- (3) その他税事務に付随かつ関係する事項

(組織)

第3条 税研究会は、総務部長、総務部次長及び次の課の職員をもって組織する。

- (1) 総務部 課税課、収納課
- (2) 市民福祉部 国保年金課
- (3) 会計課

第4条 税研究会に会長及び副会長を置き、会長は総務部長をもって充て、副会長は会長が指名する。

2 会長は、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長事故あるときはその職務を代理する。

第5条 税研究会は、適正円滑な運営を図るため次の会を置く。

- (1) 税四課会
 - (2) 税担当者会
- (税四課会等)

第6条 税四課会は、総務部長、総務部次長並びに各課の課長及び主幹以上の職にある者をもって構成する。

2 税四課会は、会長が招集し、会議の議長となる。

3 税四課会は、各課の課長又は主幹以上の職にある者の出席がなければ会議を開くことができない。

4 税四課会の議事は、出席者全員の賛意をもって決するものとする。

第7条 税四課会は、次の各号に掲げる事項について、検討し決定する。

- (1) 調査研究事項の大綱方針
- (2) 税担当者会の構成員の選出
- (3) 税担当者会への調査研究指示事項
- (4) 税担当者会からの調査研究結果報告
- (5) 具体的実施事項
- (6) その他必要な事項

第8条 会長は、前条の決定事項について、必要に応じ、市長に報告し、又は承認を得るものとする。

2 会長は、前条の決定に基づき、速やかに適切な措置を講ずるものとする。

(税担当者会)

第9条 税担当者会は、第7条第2号の職員をもって構成し、同条第3号によって指示を受けた事項について、調査研究するものとする。

2 税担当者会は、前項の調査研究した事項の結果を会長に報告するものとする。

(合同研究会)

第10条 会長は、調査研究事項について必要に応じ、税四課会と税担当者会の合同研究会を開くことができる。

(関係職員の出席)

第11条 税四課会及び税担当者会は、研究事項について必要があると認めるときは、会長が所属長の承認を得て関係職員の出席を求め、説明又は意見を聞くことができる。

(職員の提案)

第12条 税研究会の職員は、第2条に定める事項に関し、単独又は共同で常に会長に創意を提案することができるものとする。

(各課の協調)

第13条 各課長は、第7条の決定事項について、その内容を十分しんしゃくし、課の事務を掌理するものとする。

(庶務)

第14条 税研究会の庶務は、総務部課税課において処理する。

(補則)

第15条 この規程に定めるもののほか必要な事項は、会長が税四課会に諮って定める。